

資料編

1 つくばみらい市子ども・子育て会議条例

つくばみらい市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、つくばみらい市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(平31条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 つくばみらい市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの保護者	市PTA連絡協議会 会長	横田 透	～2019年(平成31年)3月31日
		竹内 利男	2019年(平成31年)4月1日～
	私立認定こども園 保護者代表	河原井 真理子	
	私立保育園 保護者代表	村尾 葵	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立認定こども園 代表園長	川又 朋子	
	私立保育園 代表園長	杉山 栄治	～2019年(平成31年)3月31日
		磯野 紀子	2019年(平成31年)4月1日～
	市立学校長会 会長 会長	直井 正芳	～2019年(平成31年)3月31日
		大坪 徹	2019年(平成31年)4月1日～
	市立幼稚園 代表園長 副会長	小林 昌朋	
	市立保育所 代表所長	幕 真理子	～2019年(平成31年)3月31日
		中村 真由美	2019年(平成31年)4月1日～
県立伊奈特別支援学校 校長	大森 保徳		
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	市議会教育民生常任委員会 委員長	今川 英明	
	市民生委員児童委員協議会 会長	白鳥 治代	
	市放課後子どもプラン運営委員会 副委員長	中島 正志	～2019年(平成31年)3月31日
		飯田 博	2019年(平成31年)4月1日～
千葉敬愛短期大学 非常勤講師	蜂谷 幸子		
事業主を代表する者	(株) アンフィニ	大野 誠	
労働者を代表する者	(株) カスミ	三ヶ野 幸代	～2019年(平成31年)3月31日
		岡本 美里	2019年(平成31年)4月1日～

3 計画策定経過

時期	会議名等	内容
2018年(平成30年) 8月6日	第1回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画について 子ども・子育て会議について 第2期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
2018年(平成30年) 10月24日	第2回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> つくばみらい市子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)項目について<就学前児童用・就学児童用の2種類>
2018年(平成30年) 11月17日～ 12月31日	つくばみらい市子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)	<ul style="list-style-type: none"> つくばみらい市在住の子育て家庭の実態把握
2018年(平成31年) 2月13日	第3回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> つくばみらい市子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)(速報版)について その他
2019年(令和元年) 6月29日 2019年(令和元年) 7月13日	子ども・子育てワーク ショップ開催	<ul style="list-style-type: none"> 子育てについて、普段の生活の中で気になっていること、困っていること 気になっていること、困っていることに対して何ができるのか(取り組みや解決策)
2019年(令和元年) 7月30日	第4回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について 子ども・子育てワークショップの結果について その他
2019年(令和元年) 10月29日	第5回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(概要版)について その他
2019年(令和元年) 12月6日～ 2020年(令和2年) 1月6日	計画案に対するパブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について
2019年(令和元年) 12月14日	パブリック・コメント 説明会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(原案)について
2020年(令和2年) 1月28日	第6回つくばみらい市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリック・コメントについて 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画(案)について その他

4 子ども・子育て支援法（抄）

子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第65号）
最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第5章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

(2) 次条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

(3) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の

内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備，児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数，子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画，教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

(5) 保護を要する子どもの養育環境の整備，児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

(6) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては，前項各号に掲げる事項のほか，次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

(2) 教育・保育情報の公表に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は，社会福祉法第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画，教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は，都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を，その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は，都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第63条 都道府県知事は，市町村に対し，市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は，都道府県に対し，都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第64条 国は，市町村又は都道府県が，市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは，当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

第72条 内閣府に，子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第73条 会議は，この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか，内閣総理大臣の諮問に応じ，この法律の施行に関する重要事項を（ニーズ調査）審議する。

2 会議は，前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は，この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は，委員25人以内で組織する。

2 会議の委員は，子どもの保護者，都道府県知事，市町村長，事業主を代表する者，労働者を代表する者，子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから，内閣総理大臣が任命する。

3 委員は，非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，資料の提出，意見の表明，説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

5 用語集

用語	内容
育児休業	育児・介護休業法に規定される，子どもが産まれた後，1歳になるまでの間で希望する期間（両親ともに育児休業を取得した場合は合わせて1歳2か月まで，保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長2歳まで延長が可能。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
児童	児童福祉法においては，18歳未満の者が児童と定義される。
児童虐待	親などの児童の保護者が，自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。児童虐待の防止等に関する法律では，虐待を①身体的虐待，②性的虐待，③ネグレクト，④心理的虐待，の4種類に分類している。
児童相談所	虐待，育児，健康，障がい，非行など，子どもに関する様々な問題について家庭その他からの相談に応じ，調査，診断，判定の上，児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて，子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童手当	日本国内に居住している者が，児童を監護し，一定の生計関係がある場合に支給される手当。中学校修了（15歳を迎えてから最初の年度末）までの児童に支給される。
児童扶養手当	父母が婚姻等を解消した児童及び父又は母が障がい等の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき，又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに，一定の条件のもとでその母（父）又は養育者に対し支給される手当。原則として，対象となる児童が18歳を迎えてから最初の年度末まで支給される。
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき，障がい児の父母が当該児童を監護するとき，又は当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき，父母又は養育者に支給される手当。支給対象は20歳未満の障がい児で，手当額は障がいの程度に応じた額となっている。

用語	内容
認定こども園	<p>幼稚園，保育所等のうち，保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一体的に行う機能のほか，地域におけるすべての子育て家庭を対象に，子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て家庭を支援する機能を備えた施設。構成する施設の種類によって幼保連携型，幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の4つの類型がある。</p>
保育の必要性	<p>「保育の必要性がある」とは，保護者が共働きの場合や，病気・障がいがある場合，妊娠・出産や保護者の同居親族等の看護・介護などのため，保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されること。</p> <p>認定は，認定申請に必要な書類を市へ提出する。提出された書類を市が審査し，認定の可否を決定する。</p>
放課後子ども総合プラン事業	<p>共働き家庭等において，子どもの小学校入学を期にそれまでの延長保育と学童保育の終了の時間差等に起因して仕事と育児の両立が困難となる「小1の壁」を打破するとともに，次代を担う人材を育成するために，全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める方針に基づく事業。</p>
幼児教育・保育の無償化	<p>我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性にかんがみ，総合的な少子化対策を推進する一環として，子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的により創設された制度。令和元年10月から施行。</p> <p>無償化の対象となる保育料は，年齢によるもののほか，幼稚園や保育所等の利用状況やご家庭の状況によって異なる。</p>
ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和。幸福で豊かな人生を送るために，自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や，仕事と家庭，両者の充実を実現させようという考え方。</p>